



キャリアアップ助成金に新コースが設定される

～130万円の壁を念頭に、2025年7月1日施行～

2025年7月1日、キャリアアップ助成金に新たに「短時間労働者労働時間延長支援コース」が追加された。これは、おもに年収130万円程度で働く労働者の働き控えに対する当面の対策として打ち出されたものだが、106万円程度で働く労働者に対しても活用が可能である。

なお、今年の法定最低賃金は前年以上の引上げが見込まれることや、2025年の通常国会において成立した年金制度改革法（3年内に施行）により、被用者保険適用の賃金要件（いわゆる106万円の壁）が撤廃されることなども踏まえ、今後の被用者保険適用拡大に向け、対象となる組合員への周知活動などの対応が必要となる。

【短時間労働者労働時間延長支援コース】の概要

- 労働者を新たに被用者保険に加入させるとともに、収入増の取り組みを行った事業主に助成する。

1年目		2年目		
要件		1人当たり助成額		
週所定労働時間の延長	賃金の増額	小規模企業	中小企業	大企業
5時間以上	—			
4時間以上5時間未満	5%以上	50万円	40万円	30万円
3時間以上4時間未満	10%以上			
2時間以上3時間未満	15%以上			

複数年かけて週所定労働時間の延長等に取り組み、社会保険に加入する場合も対象

社会保険加入時点の取り組み内容（1年目）と2年目の取り組み実施後（2年目）で比較

※小規模企業とは、常時雇用する労働者の数が30人以下である事業主を指します。

- ✓ 2025年7月1日以降にあらたに被用者保険に加入した労働者を対象に支給
- ✓ 保険料負担の大きい130万円の壁を超えることを念頭に、最大で一人当たり75万円の助成
- ✓ 現行の「社会保険適用時処遇改善コース」からの切り替え申請が可能
- ✓ 複数年かけて支給要件を満たす場合も助成対象に

出所：「キャリアアップ助成金（短時間労働者労働時間延長支援コース）のご案内」（パンフレット）」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11910500/001510967.pdf>

「キャリアアップ助成金（短時間労働者労働時間延長コース）に関するQ&A」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11910500/001510986.pdf>

(担当：労働条件局 柴田)